

会社法制の見直し～取締役の報酬等に関する規律の整備・見直し

執筆者：弁護士 岡本 高太郎

September 2019

In brief

法務省法制審議会の会社法制(企業統治等関係)部会は、2019年1月16日、「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案」(以下、「**要綱案**」といいます。)を決定しました。要綱案は、2月14日、法制審議会総会で承認されています。今後、要綱案に従い会社法の改正案が作成され、国会に法案が提出される見込みです。

要綱案が取り扱う会社法改正は、(1)株主総会に関する規律の見直し、(2)取締役等に関する規律の見直し、そして、(3)その他の事項に及びますが、本ニュースレターにおいては、これらのうち、**取締役に関する規律の見直し、特に取締役等へのインセンティブ報酬等に係る規律の整備**について説明します。

In detail

現行の会社法における取締役の報酬等に関する規律は、取締役または取締役会によるいわゆるお手盛りを防止するためのものであると理解されています。他方で、近年、取締役の報酬等に関する規律については、取締役に対して職務を適切に執行するインセンティブを付与する機能が十分に活用されるようにする観点から見直すことも検討すべきであると考えられるようになりました。

そこで、取締役に対する報酬等に関する規律が見直されることとなりました。内容としては、(1)取締役の個人別の報酬等の決定方針についての決定を取締役会で行うこととされたほか、(2)取締役の報酬等として交付される株式・新株予約権についての規定の整備が図られる一方、(3)取締役に関する情報の開示に関する規定の充実が図られることとなりました。

以下、それぞれにつき説明します。

1. 取締役の報酬等の決定方針について

取締役の報酬は、従来、株主総会において、その総枠を決定し、個人別の報酬の決定については、取締役会の決議に一任するという実務が大勢です。そして、取締役会においては、多数決で具体的な配分を決定する場合がありますが、取締役会においても報酬額の具体的な配分は定めず、その配分を代表取締役に一任することが多く行われています(岩原ほか編・会社法コメント(8) 166頁)。

このような実務については、代表取締役の報酬額の決定に他の取締役は関与しないばかりか、自らの具体的な報酬額まで代表取締役に決められる状況で、取締役会が監督責任を尽くせるはずがないといった批判がありました。代表取締役への再一任といっても、実際には役職別の支給基準に従って報酬額が決定される場合も多く、恣意的な運用には一定の制約がかかっているという指摘もありますが、いずれにせよ、取締役のインセンティブを引き出すという点はかならずしも重視されていませんでした。

要綱案では、(1)監査役会設置会社(公開会社でありかつ大会社であるもの)であって、有価証券報告書提出会社であるもの、及び(2)監査等委員会設置会社においては、定款において報酬等に関する定めがある場合及び株主総会において報酬等に関する決議を行う場合には、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(その詳細は法務省令で規定される予定¹)を取締役会において決定することが義務付けられました。

但し、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議で定められている場合には、上記の取締役会における決議は不要です。

また、指名委員会等設置会社においては、もともと報酬委員会が執行役等の個人別の報酬等の内容の決定方針を定める必要があるうえ(会社法 409 条 1 項)、報酬委員会が執行役等の個人別の報酬等を定めることとなっているため(会社法 409 条 3 項)、今回の改正の対象とはなっておりません。

2. 株式報酬に関する規定の整備

(1) 改正前の手続き

コーポレートガバナンス・コードの施行及びこれをうけて、経済産業省から『「攻めの経営」を促す役員報酬～新たな株式報酬(いわゆる「リストラクテッド・ストック」)の導入等の手引き～』が公表され、会社法上の整理が明らかになったことをうけ、譲渡制限付き株式など、自社の株式自体を取締役に交付する例がみられるようになりました。

現在、取締役に譲渡制限付き株式を報酬として付与する場合には、①いったん金銭報酬を支給し、②会社に対する当該報酬債権を現物出資してもらい、③この現物出資の対価として株式の発行を行う、というプロセスを経る必要があります。監査等委員会設置会社を想定すると、実際には、以下の手続きが必要となります。

① 取締役の報酬支給に関する株主総会決議

まずは、取締役の報酬支給に関する株主総会決議(会社法 361 条 1 項)が必要となります。一般的には、報酬の上限額を定めることとなります。取締役に、いったん、金銭債権を支給することになるため、交付されるのは、金銭報酬となります。ただし、取締役に、最終的には譲渡制限付きの株式が付与されますので、交付する株式の内容の概要を、会社法 361 条 1 項 3 号に基づきあわせて決議することとなります。

② 取締役に対する金銭報酬債権の付与についての取締役会決議

上記の株主総会決議において承認をうけた上限の範囲内で、個々の取締役の金銭報酬債権の額を決定することとなります。

③ 新株発行または自己株式処分についての取締役会決議

リストラクテッド・ストックの付与のための新株の発行または自己株式の処分は、一般的には上場会社が行うものでもあり、有利発行にならないように金銭報酬債権に対して付与される株式数を設定すれば、取締役会決議で行うことが可能です。

決議される募集事項においては、金銭報酬債権を現物出資債権とする現物出資である旨及び債権の内容及び価額を決議することとなります(会社法 199 条 1 項 3 号)。

¹ 法制審議会の部会資料(法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会第 17 回会議 部会資料)によれば、取締役の個人別の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率に関する決定の方針、業績連動報酬等の有無及びその内容に係る決定の方針、取締役の個人別の内容に係る決定の方法(代表取締役に決定を再一任するか等を含む。)の方針等が想定されています。

④ 有価証券届出書の提出

会社がある普通株式を譲渡制限付き株式として役員を交付する際に、株式の発行価額の総額が1億円以上となる場合には、株式の募集(金融商品取引法4条1項柱書・但書5号)となり、有価証券届出書の提出が必要となります。この場合、届出の効力発生前には株式を取得させてはなりません(金融商品取引法15条1項)。

⑤ 割当契約の締結

会社と取締役の間で、募集株式の割当契約を締結します。

現行法のもとで、譲渡制限付き株式を株主に対して交付する場合には、上記のような手続きを経る必要がありました。

(2) 改正による変更

① 決議内容

要綱案においては、上記の手続きのうち、決議内容として求められる事項が変更となります。

まず、上記(1)①の株主総会決議における決議内容が一部変更となります。報酬として譲渡制限付き株式を取締役に付与する場合、すなわち報酬等として「当該株式会社の株式又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭」を付与する場合、当該株式の数の上限及び法務省令で定める事項²を決議する必要があることとなります。

また、上場会社が、上記に従い取締役に対して報酬として譲渡制限付き株式を付与することを株主総会で決議した場合には、その決議に従って発行又は処分する株式の募集に関する上記(1)③の取締役会決議においては、株式の払込金額及び払込期日(会社法199条1項2号及び4号に定める事項)を定める必要はないこととされました。なお、この場合には、(ア)募集株式と引き換えにする出資の履行を要しない旨及び(イ)募集株式の割当日をそれぞれ取締役会決議で定める必要があるものとされました。

なお、要綱案においては、取締役に新株予約権を報酬等として交付する際の決議についても改正を行うものとされています。

まず、報酬等の決定についての株主総会決議における決議内容が一部変更となります。取締役に報酬として新株予約権を付与する場合、すなわち報酬等として、「当該株式会社の新株予約権又は新株予約権の取得に要する資金に充てるための金銭」を付与する場合には、当該新株予約権の数の上限及び法務省令で定める事項³を決議することとされました。

また、上場会社が、上記に従い取締役に対して報酬として新株予約権を付与することを株主総会で決議した場合には、その決議に従って発行する新株予約権については、新株予約権の行使に際して財産の出資を要しないこととされました。なお、この場合には、(ア)新株予約権の行使に際して出資を要しない旨及び(イ)上

²法務省令で規定する事項としては、(i)一定の事由が生ずるまで当該株式を他人に譲り渡さないことを約した取締役に對して当該株式を交付することとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要、(ii)一定の事由が生ずることを条件に当該株式を株式会社に無償で譲り渡すことを約した取締役に對して当該株式を交付することとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要並びに(iii) (i) 及び(ii)に掲げる事項のほか、当該株式を交付する条件を定めるときはその条件の概要、などが想定されています(法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会第17回会議 部会資料参照)。

³法務省令で規定する事項としては、(i) 第236条第1項第1号から第4号までに掲げる事項、(ii) 一定の資格を有する者が当該新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要、(iii) (i) 及び(ii)に掲げる事項のほか、当該新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要、(iv) 同項第6号に掲げる事項、(v) 同項第7号に掲げる事項の概要並びに(vi) 当該新株予約権を交付する条件を定めるときは、その条件の概要などが想定されています(法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会第17回会議 部会資料参照)。

記の報酬等にかかる株主総会の決議の対象となった取締役以外の者は、新株予約権を行使することができない旨を新株予約権の内容とする必要があることとされました。

② 実務上の影響

上記の決議内容からは、譲渡制限付き株式を付与する際には、報酬債権の現物出資を行う必要はないということになり、法律構成としては、大きな転換が行われたこととなります。しかし、要綱案からみると、手続きという観点からすると、決議内容に若干の変更が生じるのみで、手続きそのものには大きな変更はないものと考えられます。

この点は新株予約権についても同様です。取締役に対して報酬として新株予約権を発行するに際しては、従来は、その内容として、新株予約権の行使価額を定める必要があり、報酬として新株予約権が付与される場合、行使価額は1円と設定されている場合が多くあります。今回の改正により、行使価額が0円の新株予約権が発行できるようになり、法律構成としては大きな転換が行われることとなります。ただし、決議内容に若干の変更が生じるのみで、手続きそのものには大きな変更は生じないことになると考えられます。

(3) 改正に関する留意点

上記の取締役向けの株式報酬及び新株予約権に関する改正は、株式については出資をしなくとも株式を発行できるとし、新株予約権については、行使にあたり金銭等の財産の出資を要しないとするものであり、法的には大きな変更をもたらすものです。

しかし、株主総会・取締役会等、決議内容には変更はありますが、**決議自体を取得しなくともよくなるわけではない点**には留意が必要です。

また、要綱案による変更の対象となるのは、**株主総会の報酬決議を経た取締役の報酬として交付される株式・新株予約権のみ**です。近時、取締役でない執行役員や、海外の子会社の役員等に株式報酬を付与する例がみられるようになっていますが、これらの場合については、要綱案に基づく改正の対象とはなっておりません。この場合には従来通り、報酬債権を現物出資するという構成をとる必要があるものと考えられます。

この点は新株予約権についても同様です。執行役員や海外子会社の役員等に報酬として新株予約権を付与する場合には、従来通り、行使にあたり金銭等の財産の払込が必要となります。

今後、取締役と従業員及び海外子会社の役員等に株式報酬を付与する場合には、取締役とそれ以外について、それぞれ別の募集決議を行う必要が生じる可能性もあり、今後公表される改正法案を注視する必要があるものと考えられます。

3. 取締役報酬に関する情報開示の整備

現行の会社法においては、公開会社は、取締役を含む役員報酬等に関する事項を事業報告の内容に含めなければならないこととされています(会社法施行規則121条6号)。しかし、現行の開示内容は、各役職の報酬等の総額を開示することで済んでしまうこともあり、不十分との指摘もされています。そこで、要綱案では、公開会社において、下記の事項を事業報告に記載することを求めることとしています。

- ①報酬等の決定方針に関する事項
- ②報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- ③取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項
- ④業績連動報酬等に関する事項
- ⑤業務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等に関する事項
- ⑥報酬等の種類ごとの総額

4. まとめ

今回の取締役報酬に関する会社法の改正は、コーポレートガバナンス・コード施行以降の報酬実務を受けて、取締役に対する報酬に関する会社法の規制を見直すものです。株式報酬のみならず、報酬の決定方針や開示制度についても改正が行われるものであり、取締役報酬に関する実務に与える影響は小さくないと想定されます。今後国会に提出される法案の内容にも注目しつつ、報酬実務への影響を検討する必要がありますものと考えられます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル

電話：03-5251-2600(代表)

Email: pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan 全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan は、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

弁護士

岡本 高太郎

03-5251-2798

kotaro.okamoto@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亙る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2019 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。